

主要な研究業績

□著書『ドイツにおける公法上の結果除去請求権の研究』単著
有信堂高文社 2008年5月

最近の研究業績

□論説「ドイツにおける基本権の統合性理論と我が国における理論的展開」単著
産大法学 48巻1・2号
2015年1月

□研究テーマ

公法上の結果除去請求権の展開に関する研究

□研究の取組み

「いわゆる猫餌やり禁止条例と行政法上の救済手段の考察」（産大法学49巻4号2016年2月）において、いわゆる猫餌やり禁止条例の問題に関して、さまざまな救済手法に加えて、公法上の原状回復請求権又は公法上の結果除去請求権を確立して、その応用として、元通りの生活を回復させるための手段として、行政を相手取って、異常に増えすぎた猫の保護（撤去）を求めて裁判所に訴訟を提起できる理論を提唱した。千葉県野犬等捕獲条例事件のように、行政はそれなりの人的・物的手段を備えているのだから、生活妨害の直接の原因となっている猫を保護させるという期待可能性は、大いに認められる。民事事件で被害者と加害者が損害賠償訴訟で争うよりは、はるかに個人の生活権の保障に対しても、また公益実現の達成度も、より意義があると思われる。

京都市や和歌山県が、条例を制定する以上は、行政に大きな責任が存在することは明らかである。憲法上は基本権保護義務として、行政法上は、行政責任、行政裁量を拘束する結果除去負担、結果除去義務として、その責任は具現化されてゆく。けれども、何よりも、公法上の原状回復請求権あるいは公法上の結果除去請求権を確立できれば、たとえ猫を保護する法律・条例がなくても、それらの権利そのものが、行政に対して猫を保護（撤去）するための授權根拠になりうる。

ドイツでは、公法上の結果除去請求権が、学説・判例において、確立し、元々存在していた権利・地位の原状回復請求権が国民に保障されている。ドイツの場合、公法上の原状回復請求権あるいは公法上の結果除去請求権は、憲法学の人権の絶対性、統合性に支えられている。すなわち、人権の統合性理論によれば、人権が侵害されそうになったら不作為請求権が認められ、侵害されてしまったら、まずは人権そのものの存立・存在を保障するために原状回復請求権が認められ、もし人権の原状回復が法的にまたは事実上不可能なときには損害賠償請求権が認められなければならない。人間にとって非常に重要な静穏に生活する権利が妨害されるとき、元通りの生活を回復させるために、公法上の原状回復請求権あるいは公法上の結果除去請求権に基づいて、行政介入を求める訴訟を提起できるように訴えたい。我が国では、未だ公法上の結果除去請求権は存在せず、問題提起に終わっている。ドイツの新しい展開を分析し、我が国においても、公法上の結果除去請求権を確立することを目指している。